

# 令和8年度まんのう町総合防災マップ作成業務

## 特記仕様書

令和8年6月

まんのう町 総務課

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本特記仕様書は、「令和8年度まんのう町総合防災マップ作成業務」（以下、「本業務」という。）に適用するものとする。

### 第2条（目的）

本業務は、香川県が公開する本町を流域とする中小河川を含む河川浸水想定区域及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を受けた、まんのう町全域を対象とし、大雨時等における円滑かつ早期避難に向けた防災意識の醸成を図るとともに、今後、高い確率で発生が予測される南海トラフ地震に向けた災害への備えの知識を確実に町民に周知するためのソフト対策として、総合的なハザードマップを作成するものである。

### 第3条（定義）

本特記仕様書において、「発注者」とは、委託者であるまんのう町をいい、「受注者」とは、受託者をいい、担当職員とは、「発注者」が指定する本業務のまんのう町担当職員をいうものとする。

### 第4条（準拠すべき法令、基準等）

本業務は、本特記仕様書によるほか、以下の各種法令及び基準等に準拠して実施する。

- (1) 災害対策基本法
- (2) 水防法
- (3) 砂防法
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律
- (5) 香川県地域防災計画
- (6) まんのう町地域防災計画
- (7) 河川浸水想定区域図
- (8) 香川県地震被害想定に関する報告書
- (9) 水害ハザードマップ作成の手引き  
(令和8年5月 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室)
- (10) 土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン  
(令和2年10月 国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課)
- (11) 土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月 国土交通省）
- (12) 避難情報に関するガイドライン（令和8年3月 内閣府）
- (13) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（令和3年5月 内閣府）
- (14) 新たなステージに対応した防災・減災のあり方（平成27年1月 国土交通省）
- (15) まるごとまちごとハザードマップ実施の手引き（第2版）  
(平成29年6月 国土交通省・国土保全局 河川環境課水防企画室)
- (16) まんのう町財務規則
- (17) まんのう町個人情報保護法施行条例
- (18) その他関連法令並びに通達

### 第5条（履行期間）

本業務の履行期間は、契約締結日から令和9年3月17日までとする。

### 第6条（貸与資料）

本業務において発注者から貸与される資料等について、受注者はその重要性を認識し良識ある判断

に基づき、資料等の破損、滅失及び盗難等の事故のないように取り扱い、使用後はすみやかに返却するものとする。

#### 第7条（管理技術者）

管理技術者は発注者に対し、当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行う者とし、過去5年以内（2021年4月以降）に水害ハザードマップ作成業務（ため池ハザードマップを除く）の完了実績を有し、以下の資格のいずれかを有するものとする。

- （1） 技術士「河川、砂防及び海岸・海洋」及び空間情報総括監理技術者
- （2） RCCM「河川、砂防及び海岸・海洋」及び空間情報総括監理技術者

#### 第8条（照査技術者）

照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行う者とし、以下の資格のいずれかを有するものとする。

- （1） 技術士（「河川、砂防及び海岸・海洋」及び空間情報総括監理技術者
  - （2） RCCM（「河川、砂防及び海岸・海洋」及び空間情報総括監理技術者
- なお、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

#### 第9条（担当技術者）

担当技術者のうち1名は、当該業務における技術的対応能力を有する者とし、過去5年以内（2021年4月以降）に水害ハザードマップ作成業務（ため池ハザードマップを除く）の完了実績を有し、以下の資格を有するものとする。

- （1） 測量士及び防災士
- なお、担当技術者は、管理技術者もしくは照査技術者と同一の者が兼務することはできない。

#### 第10条（品質管理と情報保護対策）

受注者は、本業務の契約締結後、速やかに担当職員と打合せを行い、次に掲げる事項を明確に記載した業務計画書等を発注者に提出し、承認を得るものとする。また、これを変更する場合も同様とする。

- （1） ISO9001（品質マネジメントシステム）登録証の写し
- （2） ISO14001（環境マネジメントシステム）登録証の写し
- （3） ISO27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）登録証の写し
- （4） ISQ15001（プライバシーマーク）登録証の写し
- （5） LGWAN-ASP コード
- （6） レジリエンス認証（学術研究、専門・技術サービス業）

#### 第11条（提出書類）

受託者は、契約締結後に以下の関係書類を遅滞なく提出するものとする。

- （1） 着手届
- （2） 業務計画書及び工程表
- （3） 管理技術者、照査技術者、担当技術者届（資格証、実績証明書類、経歴書等）
- （4） 企業の資格及び承認等（ISO、JISQ登録証）
- （5） その他発注者が指示する書類

#### 第12条（疑義及び技術提案）

受託者は、本業務の内容に疑義が生じた場合、発注者受託者協議の上、その処理方針に従い業務を実施しなければならない。

- (1) 受託者は、本特記仕様書に定めのない事項であっても業務の性質上必要な事項は実施するものとする。
- (2) 受託者は、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して設計図書等の変更を提案することができる。
- (3) 受託者は、本業務の目的上に有効と思われる最新技術、コスト削減に有効な作業手法を積極的に行うものとし、発注者が業務目的から適正と判断できるときはそれを採用する。

## 第2章 業務内容

### 第13条（業務対象地域）

まんのう町全域とする。

### 第14条（対象とする災害）

洪水（中小河川を含む）、土砂災害、地震、ため池とする。

### 第15条（防災ハザードマップ作成に係る留意事項）

- (1) 防災マップは、水害ハザードマップ作成の手引きに基づいて作成すること。
- (2) 情報・学習編では、若者から高齢者まで、多世代の人が読みやすい内容とすること。  
また、防災マップを見た町民が「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で主体的な避難行動がとれるよう工夫すること。
- (3) 地図面では、見やすさと分かりやすさに配慮すること。また、色覚異常の方等が見やすいよう、ユニバーサルデザイン等に配慮すること。
- (4) 表現については、町民に誤解を与えない表現にするとともに、町民に分かりやすい内容となるようイラスト、イメージ図等を多用して作成すること。

### 第16条（業務概要）

本業務における業務概要は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (2) 資料収集整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (3) ハザードマップ原案の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (4) ホームページ公開用データの作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (5) ハザードマップの印刷・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (6) 報告書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式
- (7) 打合せ協議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1式

### 第17条（計画準備）

本業務に関する契約図書、指示事項及び貸与資料を十分把握した上、業務実施にあたっての技術的方针及び作業スケジュールを検討し、業務計画書を立案・作成するものとする。

### 第18条（資料収集整理）

本防災ハザードマップの作成にあたり、地域の現況把握のために必要と考えられる下記の資料を収集、整理するものとする。

### 第19条（ハザードマップ原案の作成）

まんのう町地域防災計画等との整合性を考慮しつつ、防災ハザードマップの項目、文章、イラスト、

全体デザイン及びレイアウトを検討するとともに、原案を作成するものとする。また、適宜、発注者との協議を行い、発注者の承認を得ることとする。

#### 第 20 条（ホームページ公開用データの作成）

ハザードマップ原案に基づき、まんのう町ホームページ等での公開用データとして、電子データ（PDF 形式等）を作成するものとする。なお、公開用データについては、閲覧者の負担になりすぎないように、容量等に配慮すること。

#### 第 21 条（防災ハザードマップの印刷）

防災ハザードマップ原案データに基づき、町民への配布用防災ハザードマップの印刷を行うものとする。印刷の規格については、フルカラー印刷とし、町民にとって活用しやすいものとする。

■印刷仕様：フルカラー

■印刷部数：9,000 枚

なお、規格・仕様等の詳細については、発注者と受注者との協議により決定するものとする。

#### 第 22 条（打合せ協議）

打合せ協議は、業務着手時、中間時、成果納品時に行うものとし、業務着手時及び成果品納品時には管理技術者が立ち会うものとする。

### 第 3 章 成果品

#### 第 23 条（成果品）

本業務で納品すべき成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 業務報告書（A4 チューブファイル） ..... 2 部
- (2) まんのう町総合防災ハザードマップ ..... 9,000 枚
- (3) 電子データ（DVD-R 等） ..... 1 式
  - ・印刷用データ（Ai 形式）
  - ・ホームページ公開用データ（PDF 形式等）
  - ・GIS データ（shape 形式）
- (4) 打合せ記録簿 ..... 1 式
- (5) その他発注者と受注者との協議により決定したもの ..... 1 式

なお、電子成果品の提出にあたっては、ウィルスチェックを実施した上で、提出を行うものとする。